

インフルエンザ罹患証明書について

学校保健安全法第 19 条に基づき、インフルエンザの診断を受けた場合、本人の療養と他者への蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっております。

保護者で下記の記入をお願い致します。下記の表に日付を記入し、登校可能日の確認をお願い致します。

治癒後、登校時に「処方薬の説明書のコピー」を添付して、保健室に提出をお願い致します。

＜インフルエンザ出席停止期間早見表＞

平成 24 年 4 月 1 日付けで学校保健安全法施行規則の改正により出席停止期間が変更されました。

発熱した日を発症 0 日目とし、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで」が出席停止期間です。最短でも「発症日を含めて 6 日間は自宅療養」です。

発症後 4 日目以降に解熱した場合は、出席停止の期間が延期されていきます

経過	発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目	発症後 8 日目
日付記入	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日
発症後 1 日目に解熱 (6 日間療養)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			登校 可能		
出席停止 → → → → → → → → → → → →									
発症後 2 日目に解熱 (6 日間療養)	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		登校 可能		
出席停止 → → → → → → → → → → → →									
発症後 3 日目に解熱 (6 日間療養)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校 可能		
出席停止 → → → → → → → → → → → →									
発症後 4 日目に解熱 (7 日間療養)	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校 可能	
出席停止 → → → → → → → → → → → →									
発症後 5 日目に解熱 (8 日間療養)	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校 可能
出席停止 → → → → → → → → → → → →									

(切り取らないで下さい)

インフルエンザ罹患証明書

生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____ 氏名 (男・女)

- 診 断 名 : インフルエンザ (A 型 ・ B 型 ・ その他 : _____)
- 診 断 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
- 医療機関名 : _____
- 発 症 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ※発熱した日が発症の目安
- 解 熱 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ※平熱にもどった日
- 自宅療養期間 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
- その他 (医療機関からの説明、配慮事項など)

上記のとおり、インフルエンザに罹患し、発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 (48 時間) を経過したことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名

印